

# サステナビリティ基準委員会によるサステナビリティ開示基準公開草案の解説（第2回）

公認会計士 よしむら こうへい 吉村 航平

サステナビリティ基準委員会（以下「SSBJ」という）は、2024年3月29日に、以下の3つの公開草案（以下あわせて「本公開草案」という）を公表した<sup>1</sup>。

- サステナビリティ開示ユニバーサル基準公開草案「サステナビリティ開示基準の適用（案）」（以下「適用基準案」という）
- サステナビリティ開示テーマ別基準公開草案第1号「一般開示基準（案）」（以下「一般基準案」という）
- サステナビリティ開示テーマ別基準公開草案第2号「気候関連開示基準（案）」（以下「気候基準案」という）

本解説記事では2回にわたり、本公開草案の提案の概要について、IFRSサステナビリティ開示基準との相違点にも触れながら解説する。この第2回では、「一般基

準案」及び「気候基準案」の概要について解説する。

## 1. 一般基準案の概要

一般基準案は、一般目的財務報告書の主要な利用者が企業に資源を提供するかどうかに関する意思決定を行うにあたり有用な、当該企業のサステナビリティ関連のリスク及び機会に関する情報の開示について定めている。一般基準案は、主にサステナビリティ関連のリスク及び機会に関して開示すべき事項（コア・コンテンツ）を、IFRS S1号「サステナビリティ関連財務情報の開示に関する全般的な要求事項」（以下「IFRS S1号」という）におけるコア・コンテンツの定めと整合的に定めている。

項目	主な内容
目的	一般目的財務報告書の主要な利用者が企業に資源を提供するかどうかに関する意思決定を行うにあたり有用な、当該企業のサステナビリティ関連のリスク及び機会に関する情報の開示について定める
範囲	SSBJが公表するサステナビリティ開示基準（以下「SSBJ基準」という）に従ってサステナビリティ関連財務開示を作成し、報告するにあたり適用する SSBJが公表する他のサステナビリティ開示テーマ別基準が、具体的なサステナビリティ関連のリスク及び機会に関する情報の開示について定めている場合、これに従う

<sup>1</sup> [https://www.ssb-j.jp/news\\_release/400713.html](https://www.ssb-j.jp/news_release/400713.html)

項目		主な内容
用語の定義		
コア・コンテンツの開示	ガバナンス	<p>サステナビリティ関連のリスク及び機会をモニタリングし、管理し、監督するために用いるガバナンスのプロセス、統制及び手続を理解できる情報</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>サステナビリティ関連のリスク及び機会の監督に責任を負うガバナンス機関又は個人に関する情報</li> <li>サステナビリティ関連のリスク及び機会をモニタリングし、管理し、監督するために用いるガバナンスのプロセス、統制及び手続における経営者の役割に関する情報</li> </ul>
	戦略	<p>サステナビリティ関連のリスク及び機会を管理する企業の戦略を理解できる情報</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>企業の見通しに影響を与えると合理的に見込み得るサステナビリティ関連のリスク及び機会</li> <li>当該リスク及び機会が企業のビジネス・モデル及びバリュー・チェーンに与える影響</li> <li>当該リスク及び機会の財務的影響 <ul style="list-style-type: none"> <li>当報告期間において、企業の財政状態、財務業績及びキャッシュ・フローに与えた影響（現在の財務的影響）</li> <li>短期、中期及び長期において、企業の財政状態、財務業績及びキャッシュ・フローに与えると予想される影響（予想される財務的影響）</li> </ul> </li> <li>当該リスク及び機会が企業の戦略及び意思決定に与える影響</li> <li>レジリエンス（定性的評価に加え、該当ある場合は定量的評価）</li> </ul>
	リスク管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>サステナビリティ関連のリスクを識別し、評価し、優先順位付けし、モニタリングするために用いるプロセス及び関連する方針に関する情報</li> <li>サステナビリティ関連の機会を識別し、評価し、優先順位付けし、モニタリングするために用いるプロセスに関する情報</li> <li>上記のプロセスが、企業の全体的なリスク管理プロセスに統合され、用いられている程度、並びにその統合方法及び利用方法に関する情報</li> </ul>
	指標及び目標	<p>サステナビリティ関連のリスク及び機会のそれぞれに関する以下の指標（主な産業別の指標を含む）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>適用されるサステナビリティ開示基準が要求している指標</li> <li>以下のものを測定し、モニタリングするために用いている指標 <ul style="list-style-type: none"> <li>サステナビリティ関連のリスク又は機会</li> <li>サステナビリティ関連のリスク又は機会に関連する企業のパフォーマンス</li> </ul> </li> </ul> <p>該当ある場合、以下の目標に関する情報</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>戦略的目標の達成に向けた進捗をモニタリングするために設定した目標</li> <li>企業が活動する法域の法令により満たすことが要求されている目標</li> </ul>
適用時期等	適用時期	強制適用時期は本公開草案では定められていないが、公表日以後終了する年次報告期間に係るサステナビリティ関連財務開示から適用することができる
	経過措置	<p>適用初年度における経過措置</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>比較情報の開示は要求されない</li> <li>気候関連のリスク及び機会に関する情報のみ開示することができる</li> </ul>

## 2. 気候基準案の概要

気候基準案は、一般目的財務報告書の主要な利用者が

企業に資源を提供するかどうかに関する意思決定を行うにあたり有用な、当該企業の気候関連のリスク及び機会に関する情報の開示について定めている。

項目	主な内容
目的	一般目的財務報告書の主要な利用者が企業に資源を提供するかどうかに関する意思決定を行うにあたり有用な、当該企業の気候関連のリスク及び機会に関する情報の開示について定める
範囲	企業がさらされている気候関連のリスク（気候関連の物理的リスク及び気候関連の移行リスクを含む）及び企業が利用可能な気候関連の機会に適用する

項目		主な内容
用語の定義		
コア・コンテンツの開示	ガバナンス	<p>気候関連のリスク及び機会をモニタリングし、管理し、監督するために用いるガバナンスのプロセス、統制及び手続を理解できる情報</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>気候関連のリスク及び機会の監督に責任を負うガバナンス機関又は個人に関する情報</li> <li>気候関連のリスク及び機会をモニタリングし、管理し、監督するために用いるガバナンスのプロセス、統制及び手続における経営者の役割に関する情報</li> </ul>
	戦略	<p>気候関連のリスク及び機会を管理する企業の戦略を理解できる情報</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>企業の見通しに影響を与えると合理的に見込み得る気候関連のリスク及び機会</li> <li>当該リスク及び機会が企業のビジネス・モデル及びバリュー・チェーンに与える影響</li> <li>当該リスク及び機会の財務的影響 <ul style="list-style-type: none"> <li>当報告期間において、企業の財政状態、財務業績及びキャッシュ・フローに与えた影響（現在の財務的影響）</li> <li>短期、中期及び長期において、企業の財政状態、財務業績及びキャッシュ・フローに与えると予想される影響（予想される財務的影響）</li> </ul> </li> <li>当該リスク及び機会が企業の戦略及び意思決定に与える影響</li> <li>気候レジリエンス</li> </ul>
	リスク管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>気候関連のリスクを識別し、評価し、優先順位付けし、モニタリングするために用いるプロセス及び関連する方針に関する情報</li> <li>気候関連の機会を識別し、評価し、優先順位付けし、モニタリングするために用いるプロセスに関する情報</li> <li>上記のプロセスが、企業の全体的なリスク管理プロセスに統合され、用いられている程度、並びにその統合方法及び利用方法に関する情報</li> </ul>
	指標及び目標	<p>気候関連のリスク及び機会に関する企業のパフォーマンスに関する情報</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>産業横断的指標等に関する情報 <ul style="list-style-type: none"> <li>温室効果ガス<sup>2</sup>排出量</li> <li>気候関連の移行リスクに対して脆弱な資産又は事業活動</li> <li>気候関連の物理的リスクに対して脆弱な資産又は事業活動</li> <li>気候関連の機会と整合した資産又は事業活動</li> <li>資本投下</li> <li>内部炭素価格</li> <li>報酬</li> </ul> </li> <li>産業別の指標</li> </ul>
	目標	<p>該当ある場合、以下の目標（温室効果ガス排出目標を含む）に関する情報</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>戦略的目標の達成に向けた進捗をモニタリングするために設定した気候関連の目標</li> <li>企業が活動する法域の法令により満たすことが要求されている気候関連の目標</li> </ul> <p>温室効果ガス排出目標を開示する場合、以下の事項を開示する</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>7種類の温室効果ガスのうち、温室効果ガス排出目標の対象となっているもの</li> <li>スコープ1温室効果ガス排出、スコープ2温室効果ガス排出及びスコープ3温室効果ガス排出のうち、温室効果ガス排出目標の対象となっているもの</li> <li>温室効果ガス排出目標は、総量（グロス）目標又は純量（ネット）目標のいずれによるものか</li> <li>温室効果ガス排出目標がセクター別脱炭素アプローチを用いて算定されたかどうか</li> <li>温室効果ガス排出の純量目標がある場合、当該目標を達成するために使用する計画があるカーボン・クレジットに関する説明</li> </ul>

2 気候基準案では、「京都議定書に記載されている7種類の温室効果ガス、すなわち、二酸化炭素（CO<sub>2</sub>）、メタン（CH<sub>4</sub>）、一酸化二窒素（N<sub>2</sub>O）、ハイドロフルオロカーボン類（HFCs）、三フッ化窒素（NF<sub>3</sub>）、パーフルオロカーボン類（PFCs）及び六フッ化硫黄（SF<sub>6</sub>）をいう」とされている。

項目		主な内容
適用時期等	適用時期	強制適用時期は本公開草案では定められていないが、公表日以後終了する年次報告期間に係る気候関連開示から適用することができる
	経過措置	適用初年度における経過措置 <ul style="list-style-type: none"> <li>● 比較情報の開示は要求されない</li> <li>● 温室効果ガス排出の測定に、以下の方法以外の測定方法を用いていた場合、継続して用いることができる <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ GHGプロトコル（2004年）</li> <li>➢ 法域の当局又は企業が上場する取引所が要求している方法</li> </ul> </li> <li>● スコープ3温室効果ガス排出（ファイナンスド・エミッションに関する追加的な情報を含む）の開示は要求されない</li> </ul>

## (1) 気候レジリエンス

気候基準案における気候レジリエンスに関する定めは、IFRS S2号「気候関連開示」（以下「IFRS S2号」という）と整合的なものとなっている。

### ① 気候レジリエンスの評価の実施時期と気候関連のシナリオ分析の実施時期

気候レジリエンスの評価は、気候関連のシナリオ分析に基づき、報告期間ごとに実施することが要求される。ただし、この気候関連のシナリオ分析は、最低限、戦略計画サイクルに沿って更新しなければならないが、必ずしも報告期間ごとに実施することは要求されず、例えば前報告期間に実施したシナリオ分析の内容に基づいて、当報告期間の気候レジリエンスの評価を行う場合も想定されている。

### ② 気候関連のシナリオ分析の実施

気候レジリエンスの評価にあたり、企業の状況に見合ったアプローチを用いて、気候関連のシナリオ分析を用いることが要求されている。この企業の状況を評価するにあたり、以下の事項を考慮することが要求されている。

- 気候関連のリスク及び機会に対する企業のエクスポージャー
- 気候関連のシナリオ分析のために企業が利用可能なスキル、能力及び資源

気候基準案別紙Aでは、気候関連のシナリオ分析に対して用いるアプローチに関して、追加的な定めが示されている。例えば以下のような場合は、企業の状況に照らして、定量的なアプローチや技術的に洗練されたアプローチが要求される可能性は低くなると考えられる、とされている。

- 企業がさらされている気候関連のリスク又は機会がほとんどない又は深刻度が低い場合
- 気候関連のシナリオ分析を使用し始めたばかりで、そのスキル、能力及び資源が十分でない場合

## (2) 温室効果ガス排出量（産業横断的指標等）

産業横断的指標等の1つとして、当報告期間中に生成した温室効果ガス排出の絶対総量（温室効果ガス排出量）について、スコープ1、スコープ2及びスコープ3の温室効果ガス排出に区分して開示することが要求されている。温室効果ガス排出量は、CO<sub>2</sub>相当のメートル・トンにより表示しなければならないが、絶対総量が多い場合はキロ・トン、メガ・トン又はギガ・トンの単位を用いて表示することもできる。

### ① 温室効果ガス排出の測定方法

温室効果ガス排出は、「温室効果ガスプロトコルの企業算定及び報告基準（2004年）」（以下「GHGプロトコル（2004年）」という）に従って測定することが要求されている。ただし、法域の当局又は企業が上場する取引所が、温室効果ガス排出を測定するうえで異なる方法を用いることを要求している場合、当該方法を用いることができる。

気候基準案の結論の背景においては、我が国の「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づく「温室効果ガス排出量の算定・報告・公表制度」（以下「温対法」という）に基づく温室効果ガス排出量の報告は、「法域の当局又は企業が上場する取引所が、温室効果ガス排出を測定するうえで異なる方法を用いることを要求している場合」に該当すると考えられる、と説明されている。

### ② 温対法に基づく温室効果ガス排出量の報告

温室効果ガス排出の測定にあたり、温対法により測定した温室効果ガス排出量を報告することを選択した場合、以下のことが要求される。

- サステナビリティ関連財務開示の公表承認日において既に当局に提出した温室効果ガス排出量のデータのうち、直近のものを用いる（すなわち、公表承認日において未提出のデータは用いることができない）
- 温室効果ガス排出量の報告のための算定期間と当該企業のサステナビリティ関連財務開示（及び関連する財務諸表）の報告期間の差異が1年を超える場合、以下の事項を追加的に開示する

- 温室効果ガス排出量の報告のための算定期間と当該企業のサステナビリティ関連財務開示（及び関連する財務諸表）の報告期間の差異が1年を超えている旨
- 温室効果ガス排出量の報告のための算定期間
- 温室効果ガス排出量の報告のための算定期間の末日からサステナビリティ関連財務開示（及び関連する財務諸表）の報告期間の末日までの間に、企業の温室効果ガス排出に関する重大な事象が発生したか又は状況の重大な変化があった場合、その内容及び影響

### ③ スコープ2温室効果ガス排出

スコープ2温室効果ガス排出<sup>3</sup>を測定するにあたっては、以下の2つの方法が考えられる。

- ロケーション基準：地域、地方、国などの特定された場所におけるエネルギー生成に関する平均的な排出係数を用いてスコープ2温室効果ガス排出を測定する方法
- マーケット基準：電気等の購入契約（分離できない契約証書が含まれることがある）及び分離された契約証書の内容を反映してスコープ2温室効果ガス排出を測定する方法

気候基準案では、ロケーション基準によるスコープ2温室効果ガス排出量を開示しなければならないと定められている。またこれに加えて、少なくとも以下のいずれかの事項を開示することが要求されている。

- 契約証書を企業が有している場合、スコープ2温室効果ガス排出を理解するうえで必要な、当該契約証書に関する情報（IFRS S2号における要求事項と同じ）
- マーケット基準によるスコープ2温室効果ガス排出量及びその測定方法

### ④ スコープ3温室効果ガス排出

スコープ3温室効果ガス排出<sup>4</sup>については、「温室効果ガスプロトコルのコーポレート・バリュー・チェーン（スコープ3）基準（2011年）」に記述されているスコープ3カテゴリーに従い、報告企業の活動に関連するカテゴリー別に分解して開示することが要求されている。

### ⑤ ファイナンスド・エミッションに関する追加的な情報

報告企業が、資産運用、商業銀行又は保険に関する活動のうち1つ以上の活動を行う場合、ファイナンスド・エミッションに関する追加的な情報を開示することが要求されている。この「ファイナンスド・エミッションに

関する追加的な情報」の内容は、それぞれの活動について、気候基準案別紙Cに定められている。例えば商業銀行に関する活動の場合、ファイナンスド・エミッションの絶対総量についての、産業別及び資産クラス別の分解などが定められている。

このように、上述の活動を行う場合には、温室効果ガス排出の絶対総量に関する情報（スコープ1、スコープ2及びスコープ3の温室効果ガス排出に区分して開示した情報）に加え、ファイナンスド・エミッションに関する追加的な情報の開示が必要になる。ただし気候基準案では、このような活動を業として営むことについて企業が活動する法域の法律等により規制を受けていない場合、ファイナンスド・エミッションに関する追加的な情報の開示は要求されない旨の定めが追加的に設けられている。

### ⑥ 温室効果ガス排出の測定アプローチ

報告企業に含める温室効果ガス排出の範囲を決定する方法について、GHGプロトコル（2004年）に定める以下の測定アプローチのうちの1つを選択することが要求されている。

- 持分割合アプローチ：子会社等の投資先の温室効果ガス排出量のうち、持分割合相当を報告企業の温室効果ガス排出量に含めるアプローチ
- 経営支配力アプローチ：子会社等の投資先の意思決定機関に対する支配力を通じて、当該投資先の経営方針を決定する力を持つ場合、持分割合によらず、当該投資先の温室効果ガス排出量の100%を報告企業の温室効果ガス排出量に含めるアプローチ
- 財務支配力アプローチ：子会社等の投資先の活動から経済的利益を得る目的で、契約等により当該投資先の財務方針を決定する力を持つ場合、持分割合によらず、経済的実質を反映する割合において当該投資先の温室効果ガス排出量を報告企業の温室効果ガス排出量に含めるアプローチ

これらの測定アプローチの選択に関して、温室効果ガス排出の測定にあたり、以下の事項を開示することが要求されている。

- 選択した測定アプローチ（持分割合アプローチ、経営支配力アプローチ又は財務支配力アプローチのいずれか）
- 当該アプローチを選択した理由
- 選択した当該測定アプローチが、どのように気候関連の指標及び目標に関する開示目的と関連しているか
- 当報告期間において測定アプローチを変更した場合、その変更の内容及び変更の理由

3 気候基準案においては、「報告企業が消費する、購入又は取得した電気、蒸気、温熱又は冷熱の生成から発生する間接的な温室効果ガス排出」と定義されている。

4 気候基準案においては、「報告企業のバリュー・チェーンで発生する間接的な温室効果ガス排出（スコープ2温室効果ガス排出に含まれないもの）」と定義されている。

⑦ 異なる算定期間の情報の使用（バリュー・チェーン）

温室効果ガス排出に関する開示を行うための温室効果ガス排出の測定にあたり、バリュー・チェーン上の各企業から入手した情報の算定期間が、報告企業の報告期間と異なる場合がある。このような場合で、以下の要件をすべて満たすときは、当該情報を使用することができる。

- 過大なコストや労力をかけずに利用可能な、バリュー・チェーン上の各企業の最も直近のデータを使用する。
- バリュー・チェーン上の各企業から入手した情報の算定期間の長さが、報告企業の報告期間の長さと同じである。
- バリュー・チェーン上の各企業から入手した情報の

算定期間の末日と、報告企業の一般目的財務報告書の報告期間の末日との間に発生した、報告企業の温室効果ガス排出に関連する重大な事象又は状況の重大な変化がある場合、その影響を開示する。

**(3) 気候関連の移行リスク、物理的リスク及び機会に関する開示（産業横断的指標等）**

気候関連の移行リスク、物理的リスク及び機会については、それぞれ、少なくとも以下のA又はBのいずれかの事項を開示することが要求される。いずれもAはIFRS S2号における要求事項と同じ定めである一方、BはIFRS S2号と全く同じでないものの、気候基準案で追加的に設けられている選択肢であり、その開示目的を満たす情報の開示を要求する定めとなっている。

気候関連の移行リスク	A) 気候関連の移行リスクに対して脆弱な資産又は事業活動の金額及びパーセンテージ B) 気候関連の移行リスクに対して脆弱な資産又は事業活動の規模に関する情報
気候関連の物理的リスク	A) 気候関連の物理的リスクに対して脆弱な資産又は事業活動の金額及びパーセンテージ B) 気候関連の物理的リスクに対して脆弱な資産又は事業活動の規模に関する情報
気候関連の機会	A) 気候関連の機会と整合した資産又は事業活動の金額及びパーセンテージ B) 気候関連の機会と整合した資産又は事業活動の規模に関する情報

**(4) 内部炭素価格（産業横断的指標等）**

内部炭素価格に関する開示については、IFRS S2号と整合的に、内部炭素価格を意思決定に用いている場合、以下の事項に関する情報の開示が要求されている。

- 内部炭素価格の適用方法（例えば、投資判断、移転価格及びシナリオ分析）
- 温室効果ガス排出に係るコストの評価に用いている内部炭素価格（温室効果ガス排出のメートル・トン当たりの価格で表す）

これに関して、気候基準案では以下の場合を想定し、内部炭素価格に関する追加的な定めを設けている。

① 同じ目的において複数の内部炭素価格を意思決定に用いている場合

内部炭素価格を開示するにあたり、それぞれの内部炭素価格を開示することが要求されるが、この同じ目的に用いている内部炭素価格を範囲（最小値と最大値）で示すことができる。

② 複数の目的で内部炭素価格を意思決定に用いている場合

それぞれの目的について、上記の事項（内部炭素価格の適用方法、内部炭素価格）に関する情報を開示することが要求されている。

**(5) 報酬（産業横断的指標等）**

報酬に関する開示については、IFRS S2号と整合的に、気候関連の評価項目が役員報酬に組み込まれている場合、以下の事項に関する情報を開示することが要求されている。

- 気候関連の評価項目を役員報酬に組み込む方法
- 当報告期間に認識された役員報酬のうち、気候関連の評価項目と結び付いている部分の割合

しかし、役員報酬の評価項目は、必ずしも気候関連の評価項目とそれ以外の評価項目とに区分して識別できるとは限らないと考えられる。そのため、気候基準案では、気候関連の評価項目が役員報酬に組み込まれているものの、他の評価項目とあわせて役員報酬に組み込まれており（例えば、役員報酬の評価項目が、気候関連以外の生物多様性や人的資本といった項目とあわせてサステナビリティ関連全般となっている場合）、気候関連の評価項目に係る部分を区分して識別できない場合は、気候関連の評価項目を含む評価項目全体について、上記の事項を開示することができる定めが設けられている。

以上